地球温暖化防止に関する自治体アンケート調査へのご協力のお願い

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

この度、気候ネットワークでは、全国の都道府県、政令指定都市、中核市、施工時特例市および関西地域の 市町村を対象にした「地球温暖化防止に関する自治体アンケート調査」をおこなうこととなりました。今回の アンケート調査は、2016 年にパリ協定が発効したことを受けて、都道府県や市町村における温暖化対策やエ ネルギー対策の進捗状況について把握することを目的にしています。

また、気候ネットワークでは、温暖化対策セミナーの開催など、自治体レベルでの温暖化対策推進に向けた 活動を継続して実施しており、今回のアンケート調査の結果も、今後の活動に反映していくことを予定してい ます。

そこで、貴自治体に調査へのご協力をお願いしたく、本アンケートを送付させていただいた次第です。お手数ではございますが、ぜひご理解をいただきご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご回答については、**8月31日**までに、アンケート用紙に直接ご記入頂き、同封した封筒か FAX にてご返送いただくか、または、下記 URL から回答用紙をダウンロードしていただき、そちらにご記入頂いた上で、ファイルを担当者メールアドレス(kyoto@kikonet.org)までご返信いただきますようお願いいたします。

敬具

ファイルダウンロード先 (PDF 形式)

http://www.kikonet.org/temp/file/response-sheet2018

ファイルダウンロード先 (Word 形式) Zip 形式

http://www.kikonet.org/temp/file/response-sheet2018(kikonetwork)fin.zip

- ※ 今回ご提供いただいた情報は、アンケート調査の分析以外に使用することはありません。
- ※ 質問の中で、自治体全体の意見としては回答しづらい部分もありますが、そうした質問についてはご回答いただいた 担当者個人のご意見としてご回答頂けると幸いです。
- ※ 調査結果につきましては、自治体名は明記しない形で、今年度末頃に気候ネットワーク HP 上等で公開する予定です。 その際には改めてご案内を差し上げる予定です。

◆ 問合せ先

特定非営利活動法人 気候ネットワーク 京都事務所

〒604-8124 京都市中京区帯屋町 574番地 高倉ビル 305

TEL 075-254-1011, FAX 075-254-1012, E-mail kyoto@kikonet.org

URL http://www.kikonet.org/ 担当者:有木(ありき)、田浦(たうら)

地球温暖化防止に関する地方自治体の取り組み調査

特定非営利活動法人気候ネットワーク

* <u>番</u>	号でお答えいただく設問に	は該当する番	:号を〇	で囲み、	それ以タ	トの設問に	<u> </u>	内にご記入頂	きま
<u>す</u>	ようお願いいたします。								
貴自	治体名()	記	1入者名	()	
<u>I.</u>	行政内(庁内)の体制に1	ついて							
Q1.	温暖化対策はどの部局・	課・係が担当	していま	ますか。					
	① 専門に温暖化対策・	施策を担当す	る部局	・課・係を	と設けてい	いる			
	(担当部署名:)		
	②他の部局・課・係が兼	任している							
	(担当部署名:)		
	③ 特に設けていない						,		
	④ その他()		
Q2.	エネルギー関連施策はと	ごの部局・課・	係が担当	当してい	ますか。				
	① 専門にエネルギー関	連対策・施策	を担当	する部局	引・課・係る	を設けて	いる		
	(担当部署名:)		
	② 温暖化対策を担当す	る部局・課・係	が兼任	している	5				
	③ その他の部局・課・係	が兼任してレ	る						
	(担当部署名:)		
	④ 特に設けていない								
	⑤ その他()		
Q3.	温暖化対策・エネルギー	-関連協策を	主に担当	81.てい	ス職旨 σ) 人数につ	ついてお言	生き下さい しょうしん	
QU.	温暖化対策()人			- ,,) 人	
Q4.	2018 年度の温暖化対策	・エネルギー	関連施領	策の予算	総額につ	ついてお	書き下さ	√ \ ₀	
	温暖化対策()	万円	エネル	ギー関連	重施策 ()	万円
		,		•		,			

Ⅱ. 温暖化対策全般について

Q5. 総合計画の「重要・重点」政策において、温暖化対策・エネルギー関連施策がそのひとつとして位置づけられていますか。(位置づけの基準・判断については任意)

①位置づけられている

②位置づけられていない

Q6. 温暖化対策・エネルギー関連施策の推進に関する各種計画の策定および改定を実施した時期を ご記入ください。また、今後策定・改定をする予定がある場合はその時期をご記入ください。

計画名	(1) 策定年	(2)改定年	(3)策定· 改定予定年	策定・改定 予定なし
a) 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)				
b) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)				
c) 環境基本計画				
d) 地域気候変動適応計画				
e) その他				
()				
()				
()				

- Q7. 温室効果ガス排出量削減に関する中期目標(2030年まで)を策定していますか。 ①既に策定している ②策定中または今後策定予定である ③策定の予定はない
- 08. 07で①とお答えになった場合にお尋ねします
- (ア) 具体的な削減目標(目標年、基準年、数値目標)を、目標を位置づけている計画(条例)ごとにお書きください。(例 2030年までに2013年比で温室効果ガスの排出量を26%削減する)

計画名	(1)目標年	(2) 基準年	(3)数値目標

(1)	目標を設定する際に参照した情報・内容はありますか。あてはまるもの <u>すべてに</u> ○をつけてぐださい。 ①地球温暖化対策推進法の成立・改正 ②エネルギー基本計画の策定 ③パリ協定の採択・発効 ④IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の評価報告書の公表 ⑤市民からの要請 ⑥その他								
Q9.	温室効果ガス排出量削減に関する長期目標(2050年まで)を策定していますか。 ①既に策定している ②策定中または今後策定予定である ③策定の予定はない								
Q10. (ア)	Q9 で①とお答えになった場合に 具体的な削減目標(目標年、基準 にお書きください。(例 2050年	基年、数値 目	標)を、目標	を位置づけている計画(条例)ごと 加果ガスを 80%削減する)					
	計画名	(1)目標年	(2) 基準年	(3)数値目標					
(1)	目標を設定する際に参照した情報ださい。 ①地球温暖化対策推進法の成立・②エネルギー基本計画の策定 ③パリ協定の採択・発効 ④IPCC(気候変動に関する政府 ⑤市民からの要請 ⑥その他	改正		ってはまるもの <u>すべてに</u> 〇をつけてく の公表					
Q11.	将来の再生可能エネルギーの導入時期:() ** 数値目標(基準年、目標値)		ばお書きくだ	さい。					

9., ,,,, ,	⑤新しい企業・事業組織等だ 加など、地域の商工業に何らだ。	
	加など、地域の農林漁業に何ら	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
9 - 1-1 - 1 - 1 - 1	たコミュニティビジネスの活列 ・ の相 な 者が 増加した	社化か見られた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	政組織の改革につながった	G
⑭地域のエネルギーコス	トが低減できた	
15その他(具体的にご記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	入下さい)	

Q12. 温暖化対策を実施したことによって、温室効果ガスの削減以外のどのような副次的効果を得ら

Ⅲ. 市民との連携・協働について

Q13. 今後、貴自治体において温暖化対策を行う上で住民及び民間団体(NPO、住民団体など)との連携や協働による取り組みを進めていくことは必要だと思いますか。

①大変そう思う

②そう思う

③どちらともいえない

④あまり思わない

⑤まったく思わない

- Q14. 貴自治体では地域で活動している地球温暖化防止活動を目的とする民間団体 (NPO、住民団体 など) にどのような団体があるか把握しておられますか。
 - ①すべて把握している

②おおよそ把握している

③あまり把握していない

④ほとんど把握していない

⑤まったく把握していない

- Q15. 貴自治体が取り組む地球温暖化対策において、住民・民間団体などの各主体とはどのような連携・協働を行っていますか。各主体について、以下の選択肢からあてはまる番号を<u>すべて</u>選び、解答欄にご記入ください。また、その他に行った連携・協働があればお書きください。
 - ①環境イベントなどの開催 (ブース出展等含む)
 - ②特定のテーマのプロジェクトの共同実施 (グリーンカーテン、省エネ相談など)
 - ③環境審議会の委員に任命
 - ④情報提供・アドバイスを受ける
 - ⑤温暖化対策の普及・啓発の共同実施
 - ⑥温暖化対策に関する進捗状況の点検・評価に参加してもらう

主体名	選択肢①~⑥	その他の内容
	(複数可)	
a) 市民団体・NPO(地域内)		
b) 市民団体・NPO(全国規模)		
c) 地球温暖化対策地域協議会		
d) 民間企業		
e) 生活協同組合		
f) 大学·教育機関		
g) 地球温暖化防止活動推進センター		
h) 地球温暖化防止活動推進員		
i) その他		
()		
()		
()		

Ⅳ. 各分野の温暖化対策について

- Q16. 温暖化対策・エネルギー関連施策として、現在どのような対策を重点的に推進していますか。 また、将来重点的に推進していきたい対策はどれですか。次の(ア)~(ウ)の設問にお答え ください。
 - (ア)以下の各分野について、重点的に推進している対策をご記入ください。また、特に推進している対策がない場合は「なし」とご記入ください。

	a) 住宅・建築物の省エネ化の促進
現在	
未来	
	b) 交通部門対策の促進
現在	
未来	
	c) 代替フロン等対策の促進
現在	
未来	

(イ)以下の各項目のうち、重点的に推進している対策はありますか。あてはまるもの<u>すべて</u> <u>に</u> \bigcirc をつけてください。

	項目	(1)現在	(2)将来
a)	森林保全活動の推進		
b)	大規模事業者に対する温室効果ガス排出量の報告書制度		
c)	風力発電や太陽光発電などの再エネ事業誘致		
d)	太陽熱利用の推進		
e)	太陽光発電促進のための公共施設の屋根貸し制度や土地提供		
f)	市民・地域共同発電所の導入・支援		
g)	地域新電力会社の立ち上げ		
h)	再エネ比率の高い小売電力事業者からの電力調達		

(ウ) その他、重点的に推進している対策があればご記入ください。特に推進している対策がない場合は「なし」とご記入ください。

	その他の対策
現在	
未来	

		I治体では、電力購入にかた どのような方針・基準です		境配慮契約方象	針を急	策定してい	ますか。また
	①持っている	②持っていない	(3検討中			
	具体的な内容			○ DVF J			
Q18.		どのような政策課題と関連 すか。以下の各項目につい [~]		·	-		
		項目				(1)現在	(2)将来
a)	地域経済の活性化						
b)	社会活動の活性化						
c)	雇用の創出						
d)	人口減少・過疎化~	への対応					
e)	環境被害の低減(オ	て気汚染、水質汚濁など)					
f)	防災						
g)	SDGs(持続可能な関	開発目標)の促進					
h)	その他 (具体的に)						
()			
()			
()			
Q19.	分な対策を取ってい	生化している気候変動の被 いますか。あるいは今後対 あてはまるもの <u>すべてに</u> ○	策を	強化していきた			
		項目		(1)顕在化	(2)	対策を取	(3)対策予定
				している	7	っている	である
a)	水害の増加						
b)	渇水被害の増加						
c)	農作物・畜産物の生	上産性・品質の低下					
d)	水産物の生産性の低	红					
e)	生態系への影響						
f)	観光業への影響						
g)	健康への影響(熱口	中症など)					
h)	その他(具体的に)						
()				
()				
					ऻ—		

Q17. 環境配慮契約法では、温室効果ガス等の排出削減のため、自治体が電力を購入する際に、再エネ比率が高い事業者を優先的に選択するなどの環境配慮契約方針を作成するよう努めるものと

V. 温暖化対策の今後について

温明	爰化対策の推進にむり	けた現在の実施体制や取組状液	况は十分であると考えていますか。	
1)7	大変そう思う	②そう思う	③どちらともいえない	
4 \$	あまり思わない	⑤まったく思わない		
温明	爰化対策を推進してV	いく際に現在直面している問題	題や課題について、あてはまるもの <u>すべ</u> っ	(
120)をつけてください。			
1	国の方針や目標の関	月確化		
2	自治体の役割・取締	且方針の明確化		
3	必要な権限の移譲を	と含む法整備(具体的に:)	
4	資金・財源の確保			
(5)	専門的な人材の登り	用・育成		
6	住民や事業者の理解	军		
7	石炭火力発電所の新	所設・稼動		
8	電気の排出係数の思	悪化		
9	関連情報の不足			
10	その他(具体的に)			
<u> </u>				
現在	宝汁日1 ている泪蛭/	レ対策・エマルゼー即連歩等	の動向はありますか。あてはまるものすっ	_
	ェ任日している価吸り こ○をつけてください		ン動門はめりよりか。めてはよるもの <u>り</u>	
			際会議の動向、パリ協定の詳細	
2		中紀末が帰が国云磯)なる區 関する政府間パネル)による		
3		東ヶる政府间パネル)による。 		
4			」 など、再エネ普及に関するイニシアティン	_
4	の状況	100/07/91/73	なと、竹一小目及に因するイーンテナイン	•
(5)	V	ティブ(JIC)の状況		
6	エネルギー基本計画			
7	_ , , , ,	国の以た るダイベストメント(投融資打	粉 (艮)	
8	石炭火力発電所の第		IK <i>地/</i>	
9	石灰久力発電所の末 原子力発電所の再移			
10	電力システム改革	☆戌√√1八八八 万世 し		
11)		タットベルケ)の設立		
(12)	地域制電力(シュクカーボンプライシン			
(13)		イノツ守八		
(13)	てり他(果作がん)			